

品川区工事請負業者指名停止基準

(昭和 55 年 10 月 22 日区長決定)

(平成 25 年 9 月 30 日一部改正)

品川区における工事請負契約の適正かつ円滑な執行を確保し、契約事務の厳正な処理を行うため、次のとおり業者の指名停止基準を定める。

- 1 贈賄の容疑が生じた場合の指名停止については、次のとおりとする。
 - (1) 贈賄容疑で営業主、役員および従業員が逮捕された場合
不起訴(起訴猶予を含む)の決定があるまで
 - (2) 贈賄容疑で起訴された場合
 - ア 営業主または役員が該当したとき。 9 月以上 2 4 月以内
 - イ 課長相当職以上の従業員が該当したとき。 6 月以上 2 4 月以内
 - ウ アおよびイに掲げる以外の者が該当したとき。 3 月以上 1 2 月以内

- 2 東京都内において工事事故(以下「事故」という。)を発生させた場合の指名停止については、次のとおりとする。
 - (1) 事故を発生させ、公衆に死傷者を出し、または広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的および経済的に損失が大きいとき。
3 月以上 6 月以内
 - (2) 事故を発生させ、公衆に傷害を与え、または事故の場所周辺の公衆が被害を受けたとき。
1 月以上 3 月以内
 - (3) 事故を発生させたが、(1)および(2)に掲げる傷害または被害がなかったとき。(傷害または被害が著しく小さい場合を含む)
1 月以内
 - (4) 事故を発生させ、工事従業員に死傷者を出したときは、その事故の軽重により(1)および(2)に準ずる。

- 3 工事施工に伴う成績不良の場合の指名停止については、次のとおりとする。
 - (1) 工事施工に伴う成績が不良として指摘された場合は、品川区工事成績評定要綱(平成 2 5 年 8 月 1 9 日区長決定)に基づく、次の評点基準区分によるものとする。
〔評点基準〕

評 価	優 秀	良 好	普 通	やや不良	不 良
考查点	100 ~ 85	84 ~ 70	69 ~ 60	59 ~ 50	49 ~ 0

 - ア 5 9 点 ~ 5 0 点 1 月以上 6 月以内
 - イ 4 9 点以下 6 月以上 1 2 月以内
 - (2) 工事の現場管理が良好でないとして再三指摘されても改善しないとき。
1 月以上 3 月以内
 - (3) 正当な理由がなく工期を遅延したとき。
1 月以上 3 月以内
 - (4) 工事施工において、重大な過失があったとき。

6月以上12月以内

- 4 社会的信用を失墜した場合の指名停止基準については、次のとおりとする。
- (1) 違法行為を行うことにより社会的信用を著しく失墜したと認められるとき。
その信用を回復したと認められるまで
 - (2) 不渡手形を発行するなど営業不振に陥ったと認められるとき。
その営業が再建されたと認められるまで
 - (3) 品川区発注の工事請負契約に関し、下請業者が賃金不払い等を発生させた場合において、円滑な事後処理を怠るなど、元請業者としての下請施工の管理が著しく不適当と認められるとき。

1月以上 6月以内

- 5 次の各号に掲げる事項に該当する場合の指名停止基準については、次のとおりとする。

ただし、特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 現説に際し遅参が数回にわたるとき、または不参したとき。 1月以内
- (2) 入札に際し遅参したとき。 1月以内
- (3) 入札に際し不参したとき。 1月以上 3月以内
- (4) 入札事務の公正を欠く行為をしたとき。 1月以上 3月以内

- 6 次の各号に該当する場合は、それぞれ当該各号に掲げる措置をとることができる。

- (1) 次に掲げる事項に該当する場合は、指名停止期間を加算することができる。
 - ア 贈賄等をくり返し発生させたとき。
 - イ アのほか区長が特に必要と認めるとき。
- (2) 次に掲げる事項に該当する場合は、指名停止期間を短縮することができる。
 - ア 過去の工事施工成績が良好であるとき。
 - イ 東京都以外の区域において贈賄等を発生させたとき。
 - ウ アおよびイのほか区長が特に必要と認めるとき。
- (3) 次に掲げる事項に該当する場合は、発生部門のみとし、他部門については指名停止としない。
 - ア 土木部、建築部または本店・支店(営業所)等のような社内的に責任体制が明確にされており、かつ、その責任者として役員をあてているとき。
 - イ 部門別格付、社内責任体制のあり方を総合的に勘案してアに準ずると認められるとき。
- (4) 指名停止期間中においても、次に掲げる事項に該当する場合は、指名することができる。
 - ア 工事施工上特にその特許を有する業者を指名する必要があると認められるとき。
 - イ 関連工事のため、特にその業者を指名する必要があると認められるとき。
- (5) 第2項、第3項および第4項について、その事後処理等が迅速であり、かつ、業者の誠意および責任体制が明確になったときは、指名停止措置に代え注意処分とすることができる。

- 7 この基準の適用を受ける者等については、次のとおりとする。

- (1) 対象者
品川区内業者および品川区発注工事施工中の区外業者(区外業者については、本基準を準用し指名を回避するものとする。)
- (2) 起算日
事件の発見、発生したとき、または検査員による工事検査証等作成月日とする。
- (3) 通知
指名停止措置については、文書または口頭により当該業者に通知する。

- 8 工事請負契約以外の売買、貸借、その他の契約に関する取扱いについては、本基準の規定を準用するものとする。

付則

- 1 この基準は昭和55年11月1日から施行する。ただし、第3項第1号に規定する評点基準区分については昭和56年4月1日から施行する。
- 2 工事請負業者指名停止基準(昭和41年6月20日区長決定)は廃止する。

付則

この基準は、平成25年10月1日から施行する。